

○御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例

平成17年7月11日

条例第14号

改正 平成20年9月18日条例第30号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項の規定に基づき、市が設置する法第244条第1項に規定する施設（以下「公の施設」という。）の管理を行わせる指定管理者の指定の手続等に関し、必要な事項を定める。

(指定管理者の募集)

第2条 市長は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、規則に定めるところにより、指定管理者を公募する。ただし、次に掲げる場合はこの限りでない。

- (1) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下この号において「PFI法」という。）に基づき設置された公の施設の管理をPFI法により定義される選定事業者に行わせようとする場合
- (2) 当該公の施設に併設する施設の運営法人等を指定することにより一体的な施設の活用が図られる場合
- (3) 喫緊^{きつぎん}の事情等により公募する期間を十分に確保することができず、かつ、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせる必要がある場合
- (4) 施設の性格、規模、機能等を考慮し、設置目的を効果的かつ効率的に達成するため、地域等の活力を積極的に活用した管理を行うことにより、事業効果が明確に期待できると認める場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める場合

(指定管理者の指定の申請)

第3条 指定管理者の指定を受けようとするものは、市長が指定する期間内に、規則に定める書類を市長に提出しなければならない。

(指定管理者の選定)

第4条 市長は、前条の規定により申請があったときは、次の各号に掲げる基準につき審査し、当該公の施設の管理を行わせることが最も適当と認めるものを候補者として選定する。

- (1) 当該公の施設の平等利用が常に確保されること。
- (2) 当該公の施設の目的を効果的に発揮することができること。
- (3) 当該公の施設の管理を安定して行うための物的、人的能力を有していること。

(4) 当該公の施設の管理に要する経費の縮減を図ることができることと認められること。

(指定管理者の指定)

第5条 市長は、前条の規定により選定した候補者について、法第244条の2第6項の規定による議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(指定管理者の指定の告示等)

第6条 市長は、前条の規定により指定管理者の指定をしたときは、速やかにその旨を告示するとともに、指定をしたものに通知する。

2 市長は、第14条の規定により指定管理者の指定の取消し等を命じたときは、速やかにその旨を告示するとともに、指定管理者に通知する。

(協定の締結)

第7条 市長は、第5条の規定により指定した指定管理者と、当該公の施設の管理に関する協定を締結する。

(公の施設の利用に係る料金の扱い)

第8条 指定管理者は、その管理する公の施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収入とすることができる。

2 指定管理者は、前項により利用料金を収入とするときは、あらかじめ市長の承認を得て、利用料金を定めることができる。

3 指定管理者は、公益上その他必要があると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、その利用料金を減額し、又は免除することができる。

4 指定管理者は、前2項の規定により利用料金及び利用料金の減額又は免除の基準を定めたときは、直ちにこれを公表するとともに、利用者に周知しなければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第9条 第5条の規定により指定を受けた指定管理者は、毎会計年度の終了後及び指定の満了日後（第14条の規定により指定を取り消された場合にあつては、その取り消された日後）、30日以内に規則で定める書類を作成し、市長に提出しなければならない。

(業務報告の聴取等)

第10条 市長は、公の施設の管理の適正を期するため、指定管理者に対し、その管理の業務及び経理の状況に関し報告を求め、実地を調査し、又は必要な指示をすることができる。

(原状回復義務)

第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は第14条の規定により指定の取消し等を命ぜられたときは、その管理をしないこととなった公の施設の設備又はこれらに付随する備品等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承

認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償義務)

第12条 指定管理者は、故意又は過失により、その管理する公の施設の設備又はこれらに付随する備品等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害に相当する額を市に賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、この限りでない。

(個人情報の取扱い等)

第13条 指定管理者又はその管理する公の施設の業務に従事している者(以下この条において「従事者」という。)は、当該公の施設の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても、同様とする。

2 従事者は、御殿場市個人情報保護条例(平成15年御殿場市条例第35号)の定めるところにより個人情報を適正に取り扱わなければならない。

3 指定管理者(当該公の施設を利用する権利に関する処分の権限を有するものに限る。)は、その管理する公の施設の管理の業務により保有することとなった情報について公開請求があったときは、御殿場市公文書公開条例(平成7年御殿場市条例第37号)の定めるところにより、情報を公開しなければならない。

(指定の取消し等)

第14条 市長は、指定管理者が次の各号のいずれかに該当したときは、指定の取消し又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

- (1) この条例及び指定管理者が管理する公の施設の設置及び管理に関して規定する条例又はこれらの条例に基づく規則等に違反したとき。
- (2) 虚偽その他不正な手段により管理を行ったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者の責めに帰すべき事由により公の施設の管理を継続するに適當でないとき。

(一部改正〔平成20年条例30号〕)

(御殿場市指定管理者選定審査会)

第14条の2 市長は、指定管理者の指定手続等に関し公平性、公正性を期するため、御殿場市指定管理者選定審査会(以下「審査会」という。)を置く。

2 審査会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審査する。

- (1) 第4条の規定による指定管理者の候補者の選定に関すること。
- (2) 前条の規定による指定の取消し又は業務の全部若しくは一部の停止に関すること。
- (3) その他指定管理者の指定手続等に必要事項に関すること。

- 3 審査会は、会長及び委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
 - (1) 知識と経験を有する者
 - (2) 市職員
 - (3) その他市長が必要と認める者
- 5 委員の任期は、1年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 前各項に定めるもののほか、審査会の運営に関し、必要な事項は、規則で定める。

(追加〔平成20年条例30号〕)

(教育委員会が所管する公の施設への適用)

第15条 御殿場市教育委員会が所管する公の施設についてこの条例の規定を適用する場合には、第2条から第12条までの規定及び第14条中「市長」とあるのは、「教育委員会」と、第2条、第3条、第9条、第14条及び次条中「規則」とあるのは「教育委員会規則」とする。

(一部改正〔平成20年条例30号〕)

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)
- 2 この条例の施行の際、現に法第244条の2第6項による指定管理者の指定を受けているものについては、平成18年3月31日までの間は、なお従前の例による。

(御殿場市公文書公開条例の一部改正)

3 御殿場市公文書公開条例（平成7年御殿場市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第20条を第21条とし、第19条の次に次の1条を加える。

(指定管理者の情報公開)

第20条 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。）は、その職員が職務上作成し、又は取得した文書等（文書、図画、写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作

られた記録をいう。)をいう。)であって、組織的に用いるものとして、自己が管理している同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)に関するものの公開に努めなければならない。

2 実施機関は、前項の公の施設に関する文書等であって、実施機関が保有していないものの公開の申込みがあった場合においては、当該指定管理者に対し、当該文書等を公開のため実施機関に提出するよう求めるものとする。

(御殿場市個人情報保護条例の一部改正)

4 御殿場市個人情報保護条例(平成15年御殿場市条例第35号)の一部を次のように改正する。

第35条の次に次の1条を加える。

(指定管理者に関する特例)

第35条の2 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)が同法第244条第1項に規定する公の施設(以下「公の施設」という。)の管理を行うに当たって個人情報を取り扱う場合については、第2章の規定を準用する。この場合において、第16条第1項中「あらかじめ」とあるのは「当該指定管理者を指定した実施機関(以下「指定実施機関」という。)を通じて、あらかじめ」と、同条第3項中「速やかに」とあるのは「指定実施機関を通じて、速やかに」と読み替えるものとする。

2 前項に規定する場合における第3章及び第4章の規定の適用については、第17条第1項中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、「保有個人情報」とあるのは「指定管理者が保有する個人情報」と、第18条、第19条第1項、第20条及び第21条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」と、第22条第1項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、第23条第1項中「実施機関が」とあるのは「指定管理者が」と、「実施機関に」とあるのは「指定実施機関に」と、第24条、第25条、第26条及び第27条中「実施機関」とあるのは「指定実施機関」とする。

(選定の特例措置)

5 市長は、この条例の施行の際、現に市が出資している法人等が管理する公の施設の指定管理者の選定については、当分の間、公募によらず、市が出資している法人等を指定管理者の候補者として選定することができる。

附 則(平成20年9月18日条例第30号)

この条例は、公布の日から施行する。

○御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

平成17年7月11日

規則第14号

改正 平成20年10月27日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年御殿場市条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し、公の施設の指定管理者の指定の手続等について必要な事項を定める。

(指定管理者の公募に関する事項)

第2条 条例第2条の規定による規則で定める事項は、次のとおりとする。

(1) 指定管理者を公募するときは、次に掲げる事項をあらかじめ公告等の方法により公表することとする。

- ア 施設の概要
- イ 管理の基準、管理業務の範囲及び内容
- ウ 管理の指定の期間
- エ 利用料金に関する事項
- オ 申請の方法、申請の期間
- カ 指定管理者の資格要件
- キ 選定の基準
- ク その他申請に必要な事項

(2) 公募の期間は、前号に掲げる公表の日から起算して30日以上設けることとする。

(指定の申請に関する事項)

第3条 条例第3条の規定による規則で定める書類は、次のとおりとする。

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 事業計画書
- (3) 定款の写し及び登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）又は法人若しくは団体の概要がわかるもの
- (4) 経営状況を示す書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(一部改正〔平成20年規則39号〕)

(指定等の通知に関する事項)

第4条 条例第6条第1項の規定による選定した者への指定の通知は、指定管理者指定通知書（様式第2号）により行う。

2 条例第6条第2項の規定による指定管理者への指定取消しの通知は、指定管理者指定取消し通知書（様式第3号）により行う。

3 条例第6条第2項の規定による指定管理者への業務の全部又は一部の停止を命ずる通知は、指定管理者業務停止命令書（様式第4号）により行う。

（協定で定める事項）

第5条 条例第7条の規定において協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 事業計画、業務範囲及び内容に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 事業報告及び業務報告に関する事項
- (5) 市が支払うべき管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) その他管理業務等の遂行に関し、必要な事項

（利用料金の事前承認に関する事項）

第6条 条例第8条第2項及び第3項の規定に基づく利用料金の承認申請に必要な書類は、次のとおりとする。

- (1) 利用料金（設定・減額・免除）承認申請書（様式第5号）
- (2) 収支計画書（様式第6号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 条例第8条第2項及び第3項の規定に基づく市長の承認は、利用料金承認書（様式第7号）により行うものとする。

（事業報告に関する事項）

第7条 条例第9条の規定に基づき提出する書類は次のとおりとする。

- (1) 事業報告書（様式第8号）
- (2) 収支報告書（様式第9号）
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（補則）

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年10月27日規則第39号）

（施行期日）

1 この規則は、平成20年12月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の日前に、改正前の御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、御殿場市墓地、埋葬等に関する規則及び御殿場市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定によりなされた手続、処分その他の行為は、改正後の御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則、御殿場市墓地、埋葬等に関する規則及び御殿場市指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則の規定による手続、処分その他の行為とみなす。

様式第1号(第3条関係)

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地

名 称

申請者

代表者氏名

印

電 話 番 号

御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定に基づき、下記施設の指定管理者の指定を受けたいので申請します。

記

1 申請施設の名称

--

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 定款の写し及び登記簿の全部事項証明書又は法人若しくは団体の概要が分かるもの
- (3) 経営状況を示す書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

御殿場市長

印

指定管理者指定通知書

年 月 日付けで申請のありました指定管理者の指定について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定に基づき下記のとおり指定したので通知します。

記

1 施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 管理業務の範囲

様式第3号(第4条関係)

第 号
年 月 日

所在地
名称
代表者氏名

様

御殿場市長

印

指定管理者指定取消し通知書

年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第14条の規定に基づき、下記のとおり指定を取消しするので通知します。

記

1 施設の名称

2 取消し年月日 年 月 日

3 取消しの理由

様式第4号(第4条関係)

第 号
年 月 日

所 在 地
名 称
代表者氏名

様

御殿場市長

印

指定管理者業務停止命令書

年 月 日付け 第 号で通知した指定管理者の指定について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第14条の規定に基づき、下記のとおり業務の全部(一部)の停止を命じます。

記

- 1 施設の名称
- 2 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 3 停止命令業務
- 4 業務停止の理由

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

御殿場市長 様

所在地

名称

申請者

代表者氏名

印

電話番号

利用料金(設定・減額・免除)承認申請書

公の施設の管理に係る利用料金に関し、下記のとおり定めたいので御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第2項(第3項)の規定に基づき申請します。

記

1 施設の名称

2 申請の内容

様式第6号(第6条関係)

年度収支計画書

歳入

区分	計画額	備考
科目	円	
合計		

歳出

区分	計画額	備考
科目	円	
合計		

様式第7号(第6条関係)

第 号
年 月 日

所 在 地
名 称
代表者氏名

様

御殿場市長

印

利 用 料 金 承 認 書

年 月 日付で申請のありました公の施設の利用料金(設定・減額・免除)について、下記のとおり承認します。

なお、御殿場市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例第8条第4項の規定により、利用者に周知願います。

記

- 1 施設の名称
- 2 承認の内容

様式第8号(第7条関係)

事 業 報 告 書

年 月 日

御殿場市長 様

所 在 地

名 称

申請者

代表者氏名

印

電 話 番 号

年度にかかる公の施設の管理業務について、御殿場市公の施設の指定管理者の指定
手続等に関する条例第9条の規定に基づき、関係書類を添えて報告します。

記

1 管理施設の名称

2 指定の期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 添付書類

- (1) 収支報告書
- (2) 事業実績報告書類
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第9号(第7条関係)

年度収支報告書

歳入

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差額	備考
科目				
合計				

歳出

(単位：円)

区分	予算額	決算額	差額	備考
科目				
合計				

様式第 1 号 (第 3 条関係)

(一部改正〔平成 2 0 年規則 3 9 号〕)

様式第 2 号 (第 4 条関係)

様式第 3 号 (第 4 条関係)

様式第 4 号 (第 4 条関係)

様式第 5 号 (第 6 条関係)

様式第 6 号 (第 6 条関係)

様式第 7 号 (第 6 条関係)

様式第 8 号 (第 7 条関係)

様式第 9 号 (第 7 条関係)